

複数の選択肢をめぐる議論（第4回）

2009年2月19日
内藤正久

I 先進国間の公平性の考え方について、考え方を整理しておいてほしい。

A) まず、「公平性を考える視点と考え方」を整理し、「評価指標例」を想定することが必要ではないか。

<公平性を考える視点と考え方>

- ① 「努力」（「削減potential」を踏まえて、能力の有無に係らず、同等の削減努力を、各国に求める考え方）
- ② 「能力」（「削減費負担能力」応じて負担を求める考え方）
- ③ 「責任」（今迄に温暖化を引き起こした排出責任量に応じて負担を求めていく方法）

<評価指標例>

限界削減費用
原単位
トリプティック

GDP当たり平均削減費用
一人当たりcost負担
一人当たりGDP

総排出量
一人当たり排出量
累積排出量

B) 「評価指標」によっては、「GHG 計」の公平性を考えるにあたって、適当なものと、「CO2 only」の公平性を考えるにあたって適用されるものに分けて考えるべきではないか？ 今回の議論が「CO2 only」に焦点があてられるはずであるが、分析例を見ると、「GHG 計」と「CO2 only」が混在している例がみられるので、考え方を整理し、それぞれについて適用評価指標を選ぶべきではないか？（例えば、6つの選択肢の中で、ANNEX I、△25%のcaseに、CO2 onlyの限界削減量をあてはめるのではなく、「能力」又は「責任」指標を用いるべきではないか。）

II 今後の国際交渉を展望すると、EUの発信している「EU Formula」を活用して、各国・地域別の分析をしてみてもどうか。

A) 「一人当たりGDP」、「GDP当たりGHG排出量」、「1990年～2005年のGHG削減」、「1990年～2005年の人口増加」の総和を指標とする。

B) 対象地域としては、既に中期目標についても、何らかの公的発信をしている、EU 27、オーストラリア、カナダと日本、米国、ロシアを選ぶのでどうか？

C) 中期の GHG 削減目標として、「EU Formula」を使って 90 年比 $\Delta 30\%$ (EU 報告書記載)、 $\Delta 25\%$ 、 $\Delta 20\%$ 、 $\Delta 15\%$ を算出してみると、国際的論議の常識を整理し、国内関係者に正確な理解をしていただく上で意味があるのではないか？

D) なお、その際 EU の実情についても理解の共有化が必要と考える。私の理解は

① EU15 の 2006 年実績は 90 年比で GHG $\Delta 2.2\%$ であるが、CO2 は $+3.4\%$ である。廃棄物処理・炭鉱等で排出されるメタンの減少や、アジピン酸等の生産の域外移転による N2O 等の削減効果でようやくマイナスになっている。CO2 は EU27 ですら 99 年以來、恒常的に増加している。

② 2020 年に向けては $\Delta 20\%$ の場合、2013 年～2020 年の対応については 45% は域内削減で 55% は途上国からの credit 取得と想定されている。[このような事実を考えると EU の total GHG 削減目標に CO2 の限界削減率をかけて、日本の目標の一試算指標、(すなわち $\Delta 14\%$) とするのは再考が必要かもしれない。]

E) 日本の目標値 (90 年比) について取りあえず「EU Formula」で rough な試算を試みると [次の通りとなる。

| (ANNEX I で削減) | (そのときの日本の削減) |
|----------------------------------|-----------------|
| $\Delta 30.0\%$ (EU 報告書の記載 case) | $\Delta 24.0\%$ |
| $\Delta 25.0\%$ | $\Delta 17.7\%$ |
| $\Delta 20.0\%$ | $\Delta 11.7\%$ |
| $\Delta 15.0\%$ | $\Delta 5.7\%$ |

となり、] 検討委員会で論議中の CO2 only で $\Delta 5\sim\Delta 15\%$ は、その他 GHG や、森林源吸収もあわせて考えると、先進国全体で $\Delta 15\sim\Delta 25\%$ のケースを十分に満たしているとも考えられる。しかし、ここで強調したいのは、世界でも、国内でも、日本の立場を正しく理解される分析方法と説明方法をお願いしたいということである。

III 結論

1) 国際的にみて、「公平性」を達成こそは日本での意識の徹底のために、不可欠である。「京都議定書」の不公平感が、日本人が「低炭素社会」に燃えない状況になっていることを反省すべきであると考えます。

- 2) 「公平性」の「評価指標」は、「公平性を考える視点」（「努力追求」、「能力追及」、「責任達成」）で異なる。目的にあった指標の選択が必要である。全て、「限界削減 cost」を活用するのは、十分ではない。
- 3) 又、指標として、cost 負担一つをとっても、「CO2 only の場合」は「限界削減 cost」が有益であるのに対し、「GHG 計の場合」では、例えば「一人当たり排出量」が適している。従って、両者を混同せず、目的にあった、きめ細かい分析をすべきである。
- 4) 米欧の実情を適確に把握し、日本の対応を、それを前提として検討すべきである。ヨーロッパでは「低炭素社会」への意識が強いように意識されているが、CO2 以外での削減余力を含めて、hot air が多い。米国も第1約束期間に入っていないので、第2約束期間 2020 年からの「削減率」を割られる方向で EU との話が進んでいる。
- 5) 基準年について、EU も複数年の選択を認める発信をはじめている。1990 年基準は日本にとって不利益であるため、2005 年～2006 年基準に統一して、国内の理解を深めるべきである。

(参考) EU の目標

| | 1990～2012 | 2013～2020 | 小計 |
|----|-----------|-----------|-------|
| 域内 | 5% | 5.4% | 10.4% |
| 域外 | 3% | 6.6% | 9.6% |
| 小計 | 8% | 12.0% | 20.0% |